# 事業計画

# 5. 港湾

## 八戸港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁44バース(水深4.5m以深)のうち、41バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②八太郎地区コンテナターミナル等基幹的輸送を担う施設、製紙、製鉄、飼料等の 産業復興に必要な施設への安全な船舶の入出港や安定的な港湾荷役の確保のた めに必要な防波堤や航路・泊地から順次本復旧。
- ③平成25年度末までの復旧完了を目指すこととし、特に、八太郎地区北防波堤(中央部)については、24年度内の概成を目指す。

# <u>久慈港</u>

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁24バース(水深4.5m以深)のうち、全ての岸壁が、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②造船、水産等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③平成25年度末までの復旧完了を目指す。

# 宮古港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁26バース(水深4.5m以深)のうち、全ての岸壁が、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②木材加工、水産等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③平成25年度末までの復旧完了を目指す。

# <u>釜石港</u>

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁7バース(水深 4.5m 以深)の うち、5バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②鉄鋼、飼料等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。

- ③湾口防波堤以外の施設については、平成24年度末までの復旧完了を目指す。
- ④湾口防波堤については、まちづくりや産業活動の支障にならないように計画的に 復旧を進め、平成27年度末までの復旧完了を目指す。

# 大船渡港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁10バース(水深4.5m以深)のうち、全ての岸壁が、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②セメント等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③湾口防波堤以外の施設については、平成24年度末までの復旧完了を目指す。
- ④湾口防波堤については、まちづくりや産業活動の支障にならないように計画的に 復旧を進め、平成27年度末までの復旧完了を目指す。

# 石巻港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁31バース(水深4.5m以深)のうち、23バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②製紙、飼料、木材加工等の産業復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③24年度の復旧完了を目指す。

# 仙台塩釜港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁42バース(水深4.5m以深)のうち、31バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②高砂国際コンテナターミナル等基幹的輸送を担う施設、完成自動車の輸出等産業 復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③平成24度末までの復旧完了を目指すこととし、特に、高砂コンテナターミナルは、23年11月中に北米航路の就航を可能とする。

# 相馬港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁13バース(水深4.5m以深)のうち、4バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②基幹的輸送を担う内航コンテナ施設から順次本復旧。
- ③沖防波堤以外の施設については、平成25年度末までの復旧完了を目指す。
- ④沖防波堤については、火力発電所への燃料の安定供給等の支障にならないように 計画的に復旧を進め、平成27年度末までの復旧完了を目指す。

## 小名浜港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁72バース(水深4.5m以深)のうち、42バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②火力発電所への燃料の安定供給に必要な施設、化学工業・非鉄金属工業等の産業 復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③25年度末までの復旧完了を目指す。

# 茨城港日立港区

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁18バース(水深4.5m以深)のうち、6バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②基幹的輸送を担う北海道との定期RORO輸送に必要な施設、完成自動車の輸出 入等産業復興に必要な施設から順次本復旧。
- ③24年度末までの復旧完了を目指す。

# <u>茨城港常陸那珂港区</u>

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁25バース(水深4.5m以深)のうち、13バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②北ふ頭コンテナターミナル等基幹的輸送を担う施設から順次本復旧。

③24年度末までの復旧完了を目指すこととし、特に、コンテナ等が利用する北ふ頭A岸壁は、23年度内の復旧完了を目指す。

# 茨城港大洗港区

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁13バース(水深4.5m以深)のうち、3バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②基幹的輸送を担う北海道とのフェリー輸送に必要な施設から順次本復旧。
- ③24年度の復旧完了を目指すこととし、特に、フェリーが利用する第3ふ頭は、 23年度末までの復旧完了を目指す。

# 鹿島港

- ①応急復旧により、11月24日現在で、公共岸壁18バース(水深4.5m以深)のうち、10バースが、喫水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。
- ②石油化学、鉄鋼、飼料、木材加工等の産業復興に必要な係留施設、鹿島臨海工業 地帯に原料を搬入する大型船舶の水深を確保するための航路・泊地から順次本 復旧。
- ③24年度末までの復旧完了を目指す。

平成25年度 平成26年度 平成27年度 ※本計画は関係機関との調整等により変更の可能性があります。 平成24年度末概成(平成25年度末完成見込み) 平成23年11月17日 平成24年度末概成(平成25年度末完成見込み) :供用 :本格復旧工事 暫定利用可能 ☆ :災害査定 暫定利用可能 暫定利用可能 暫定利用可能 :暫定供用 画 쾥 땑 : 応急復旧工事 Η Ш 筤 쎉 屸 < 平成23年度 施設配置図 -14m -7.5m -13m -7.5m -10m -10m 光深 -12m -13m (太郎地区 北防波堤(中央部) \太郎地区 北防波堤(ハネ部) 河原木地区 航路·泊地 (太郎地区 航路・泊地 施設名 可原木地区 泊地 (太郎地区 泊地 (太郎地区 泊地 (太郎地区 泊地 八戸港海岸 番号 0 0 4 (n) **©** 

平成25年度 平成26年度 ※本計画は関係機関との調整等により変更の可能性があります。 平成23年11月17日 :供用 ;本格復旧工事 平成24年度 ☆:災害査定 **(** : 暫定供用 画 旧工程計 : 応急復旧工事 復 久慈港 平成23年度 施設配置図 水深 主な取扱品目 -10m 非金属鉱物 -7.5m 木材チップ 木材チップ -7.5m 木材チップ 水產品 共 -7.5m -6.0m -4.5m 4 諏訪下 3号岸壁 諏訪下 1号岸壁 諏訪下 2号岸壁 施設名 久慈港海岸 湾口防波堤 超込 描込 奉 (n) **6** ©

平成25年度 平成26年度 ※本計画は関係機関との調整等により変更の可能性があります。 平成23年11月17日 :供用 ;本格復旧工事 平成24年度 ☆ :災害査定 :暫定供用 画 相計 :応急復旧工事 H = 復 쎉 łα [6] 平成23年度 施設配置図 水深 主な取扱品目 非金属鉱物 食料工業品 木材チップ 化学肥料 化学薬品 りん鉱石 水産品 水産品 -7.5m -7.5m -7.5m -7.5m -7.3m -9.0m -10m -12m 施設名 宮古港海岸 出崎防波堤 雪丑

番号

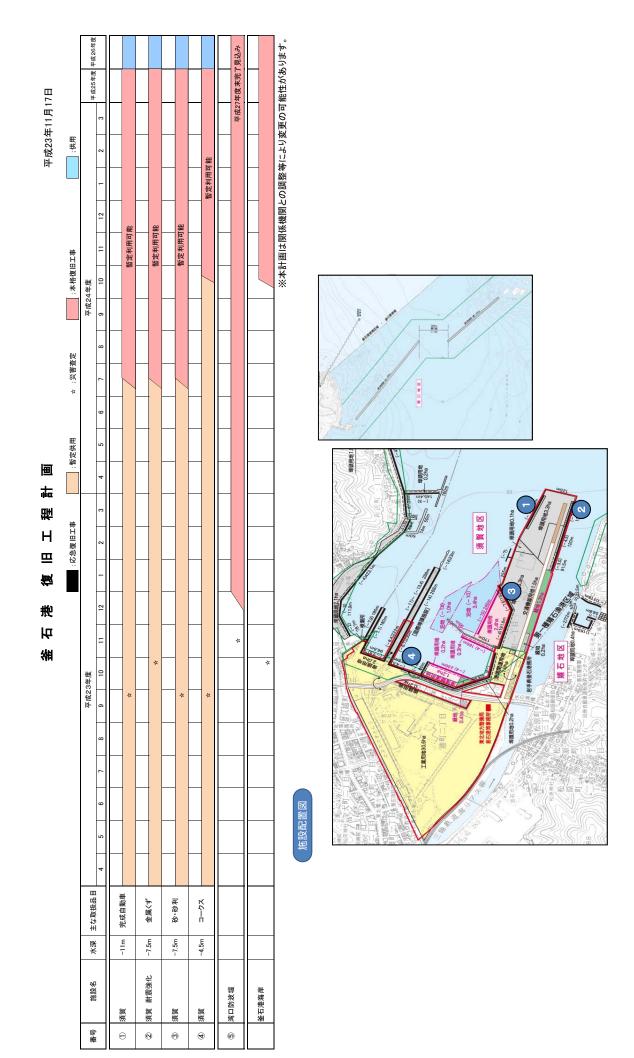
⊖ ⊗

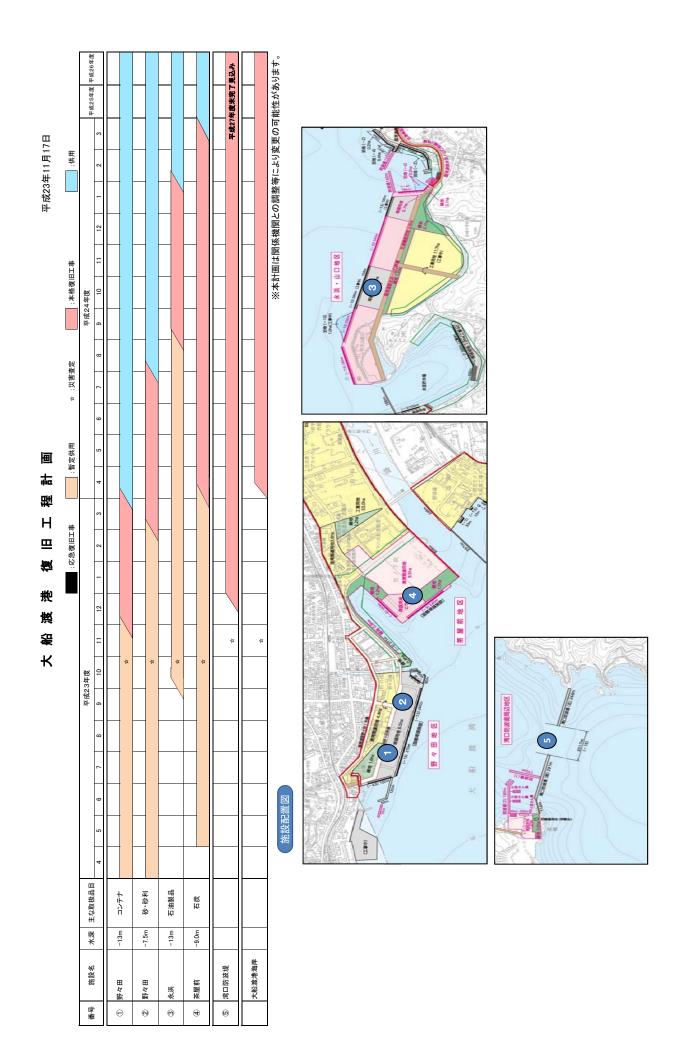
4 @ @

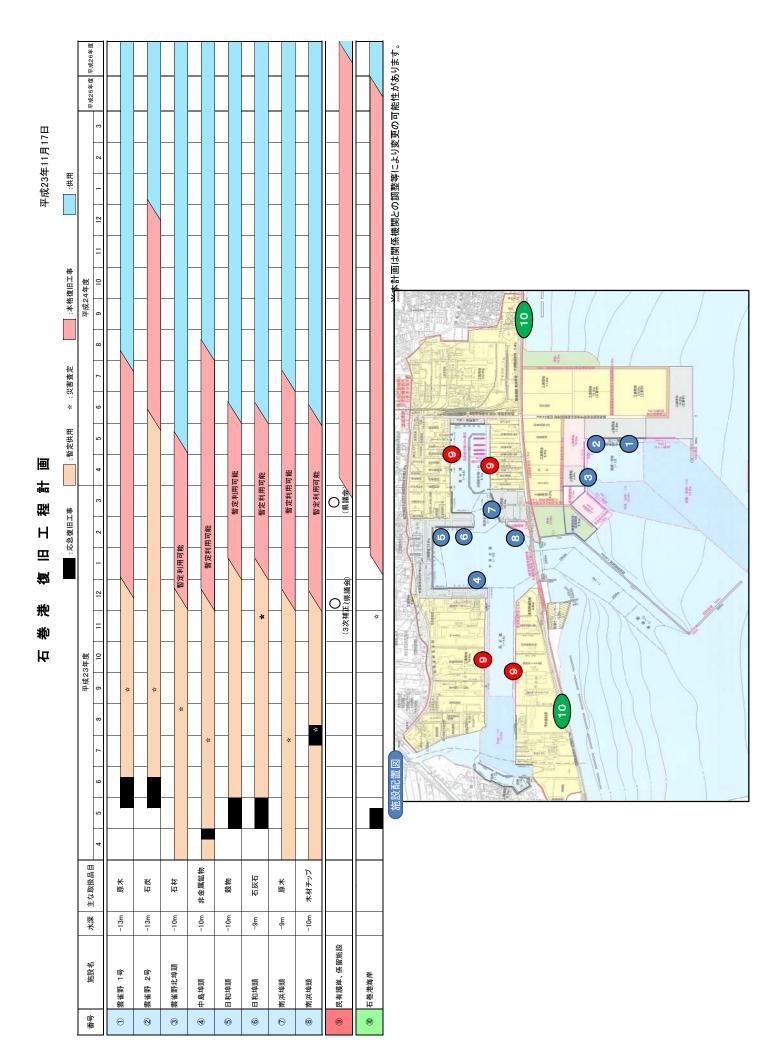
<u>@</u>

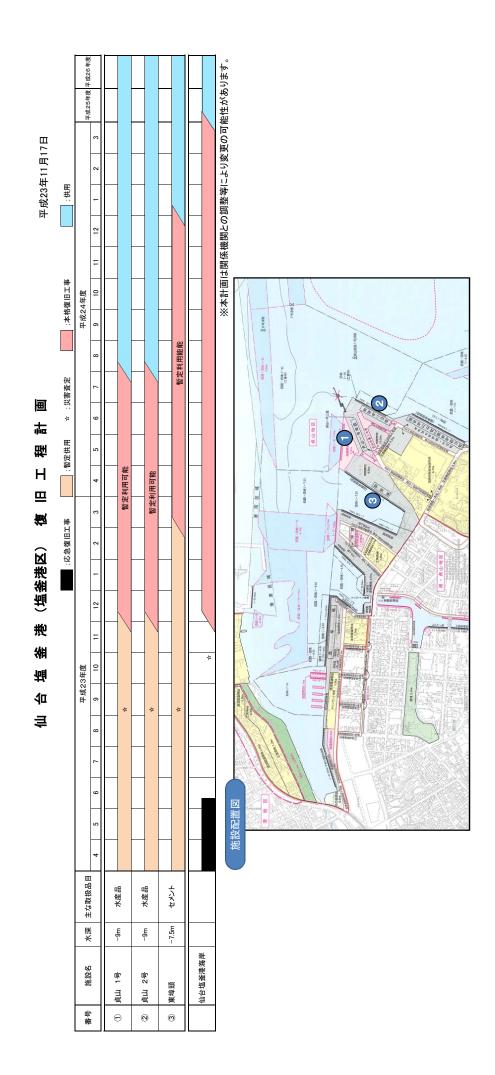
© @

6



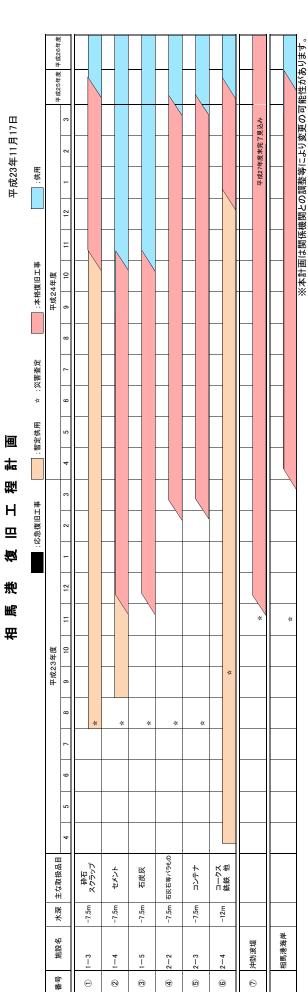


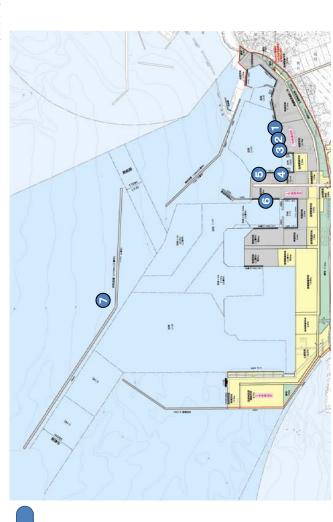




P成25年度 平成26年月 平成23年11月17日 供用 12 平成25年1月末完了見込み L=330m 暫定利用可能 : 本格復旧工事 10 ;災害査定 暫定利用可能 画 暫定利用可能 盂 ;暫定供用 쨅 Н 暫定利用可能 皿 暫定利用可能 筤 暫定利用可能 ;応急復旧工事 暫定利用可能 L=270m 暫定利用可能 (仙台港区) 暫定利用可能 暫定利用可能 12 拠 缃 10 平成23年度 杣 40 ₹ 安全確認 主な取扱品目 希・パルプ 完成自動車 完成自動車 完成自動車 完成自動車 完成自動車 コントナ コントナ 穀物 默材 鐘材 石炭 光 -7.5m -10m -10m -10m -14m -12m -12m -10m -10m -9m -12m -12m 仙台塩釜港海岸 施設名 4号 5年 市 2号 3年 6年 宀 2年 乖 2号 二十 盤田 無由 盤 盤中 温 神 雪神 心 高砂 壯但 番号  $\Theta$ (3) <u>(m</u> 4 (D) 9 <u>6</u> **®** 6 9  $\Rightarrow$ 2

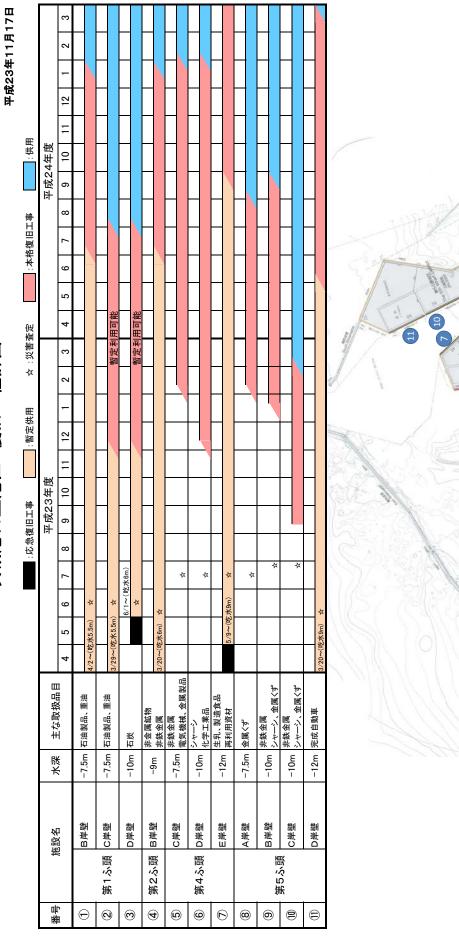
※本計画は関係機関との調整等により変更の可能性があります。 航路・設地 (-17) 中央航路(-14) 100 mm (-12.0) 0 ののでは、 **① (1)** 4-100mg 国際を大力権 ・国際政策を ・国際政策を ・研修政策を 区集館中 上三線 海田県 中でを1.4 1.655 TO SECOND 施設配置図



<u>(9)</u> **(**  

※本計画は関係機関との調整等により変更の可能性があります 平成25年度 平成26年度 平成23年11月17日 :供用 暫定利用可能 ;本格復旧工事 平成24年度 ☆ :災害査定 暫定利用可能 暫定利用可能 :暫定供用 暫定利用可能 画 盂 땑 Н ;応急復旧工事 皿 100 mm 復 腴 川 佑 **<** 平成23年度 施設配置図 主な取扱品目 非金属鉱物 再利用資源 獣材 木材ナップ 化学薬品 コンドナ 石炭 石灰石 セメント 金属鉱 金属くず コンドナ セメント 石炭 五派 石炭 石派 皺材 石炭 -10 m -10m -7.5m -10 m -10 m 光 -12m -10m -10m -10m -10m -10m -10m -10m -14m -13m -13m -12m 施設名 3-4  $^{7-2}$ 7-3 7-4 7-5 0-3 0-4 7-1 番号  $\Theta$ (0) **6** 4 **(D) © © ®** 6 9 2 **2 3** 9 9 ⊜

茨城港日立港区 復旧工程計画





平成23年11月17日 :供用 平成24年度 融心盟結区 South Whart | 本格復旧工事 海田區分開場 498.030mf 2 ☆:災害査定 茨城港常陸那珂港区 復旧工程計画 中央小路村区 Center Wharf Area :暫定供用 平成23年度 10 : 応急復旧工事 Carrier S 心臓内閣 N10% (開鍵の地・野路線・モーケーブール等) 9 港灣問選用地貨付·分類配置図 4/29~ (I艺水5.5m) 完成自動車 紙・パルプ、製造食品 完成自動車 紙・パルプ、製造食品 無・バルブ 産業機械 産業機械 シャーン 産業機械、非鉄金属 元成自動車 完成自動車 統・バルブ、製造食品 製造食品、紙・パルプ 完成自動車製造食品、紙製品 主な取扱品目 -5.5m 鉄くず(スクラップ) 産業機械 産業機械 -7.5m 化学薬品 -7.5m -7.5m -7.5m -5.5m -10m -5.5m -7.5m (耐震) -14m -12m 光 -9m 樹 世 5 A岸壁 翻 出 翻 計 脚当口 脚出 脚当り かれ A岸壁 翻 型 型 B岸楹 樹 世 の 施設名 中央ふ頭 北ふ頭 (外貿) 北ふ頭 (内貿) 南ふ頭 番号 (N) **(** 4 **(D) 6** (C) <u></u> **6** 9 2

# 茨城港大洗港区 復旧工程計画

								<b>%</b>	į	}			<u>x</u>		7 1 1 1	I									中限	平成23年11月17日	1月1	7日
									:応急復旧工事	夏旧工马	<u></u>		:暫定供用	#用	☆	☆:災害査定	迅		格	:本格復旧工事	<del> </del>		: 供用	_				
*		<b>姑</b> 型 夕	· 注	主六的极品目						平成2	平成23年度										14	平成24年度	1年度					
Ξ.		בר אם שוני הר אם שוני	W/VI/		4	2	9	7	8	6	10	11	12	-	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	1	2	3
(		甜	· · ·	4																								
$\ni$		出	E C I	小生品				☆								暫定	暫定利用可能	貀										
(	Г	1411年141		中																								
9	光・ショ			小生品				☆					1															
6	Ī	先端護岸		4																								
9		波除堤	l	小生品			☆					1																
(		誰	0	製造食品·飲料、雑貨																								
<del>1</del> )	料つい品		E o	製材、パルプ、鉄鋼			~9/9 ₩	☆ 6/6~(吃水6.8m)	(m)																			
Ú		誰	0	製造食品·飲料、雑貨																								
9	,	西土山	LIO-	製材、パルプ、鉄鋼			☆																					
0	起って本	甜	ď	深間張力 治一味治																								
9			Ho_		3/24~(吃水5m)	吃水5m)	ψ.																					
(		计上级路 计	0																									
9		티죠"고임	E o				☆					暫見	暫定利用可能	一部														



平成23年11月17日 :供用 平成24年度 10 :本格復旧工事 2 :災害査定 ₩ 復旧工程計画 :暫定供用 平成23年度 9 鹿島港 :応急復旧工事 **(2)** 9 -7.5m 鉄鋼、砂利·砂 -7.5m 化学肥料 -10m 額材 非金属鉱物 工0m 化学肥料、非鉄金属 動物性製造飼肥料 動物性製造飼肥料 翻材、化学肥料 木製品、化学肥料 調材 主な取扱品目 -10m コンテナ(化学肥料) -7.5m 鋼材、化学肥料 -10m 鉄鋼、化学肥料 -10m 砂利·砂、鍋材 -7.5m -7.5m 光 -10m –22m -19m -10m I I I 曹貴口 導流堤 A岸壁 B岸櫃 C岸曜 回草曜 脚計日 甲草 樹まり 日本語 対しませる 施設名 沒福 航路 航路 航路 灩 南海浜 南公共 埠頭 北公共 埠頭 外港 中 匨 番号 (2)

**(2) (** 

(2)

9

**©** 0 **® 6** 9

4 **(** 

 $\Theta$ **(N)** <u>(m</u>

# 事業計画

# 6. 漁港·漁場·養殖施設·定置網

# (1)漁港

# 1)全国的な拠点漁港

# 青森県八戸市 八戸漁港(特定第3種漁港)

## ①応急対応

八戸漁港では、イカ漁の水揚げが本格化する8月末までに水産物供給機能を緊急 に回復すべく、港内の航路・泊地の支障物撤去の応急工事や市場の早期再開ための 設備復旧を行ってきたところ。

3月22日には、一部の利用可能な岸壁において、震災後初のタコやスケトウダラ の水揚げが再開されている。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に、被災した漁港施設の復旧に努めるべく、港内の航路・泊地の土砂浚渫、漁港施設用地の補修とともに、岸壁、防波堤等の復旧を進め、平成 24 年末までの復旧工事の完了を目指す。

また、供用開始目前であった、高度衛生管理型の荷さばき所を早期に復旧すべく、 平成24年のまき網やイカ漁の盛漁期までに完成を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

今後、漁港利用者の避難対策、漁港施設の機能強化等の検討を進める。

# 岩手県釜石市 釜石漁港(第3種漁港)

## ①応急対応

釜石漁港では、漁期に対応するため水産物供給機能を緊急に回復すべく、港内のがれき撤去、沈下した陸揚げ岸壁の嵩上げ等応急工事を行ってきたところ。

8月より、定置網による水揚げが再開され、さんま棒受け網等の水揚げも行われているところ。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、陸揚げ岸壁及び荷さばき所から優先して着手。陸揚げ岸壁及び荷さばき所については平成25年度末までの復旧工事の完了を目指す。

また、防波堤やその他の岸壁等の復旧を進め、平成27年度末までに全ての漁港施設において必要となる復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

沈下等の被害を受けた陸揚げ岸壁の復旧を行うとともに、新たな高度衛生管理に 対応した荷さばき所の整備について、検討を行い、早期に着手する予定。

# 岩手県大船渡市 大船渡漁港(第3種漁港)

## ①応急対応

大船渡漁港では、漁期に対応するため水産物供給機能を緊急に回復すべく、港内のがれき撤去、沈下した陸揚げ岸壁の嵩上げ等応急工事を行ってきたところ。

5月より、沖合底曳き網による水揚げが再開され、定置網やさんま棒受け網等の 水揚げも行われている。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、陸揚げ岸壁及び荷さばき所から優先して着手。陸揚げ岸壁及び荷さばき所については平成25年度末までの復旧工事の完了を目指す。

また、防波堤やその他の岸壁等の復旧を進め、平成27年度末までに全ての漁港施設において必要となる復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

整備途上で被災を受けた高度衛生管理に対応した荷さばき所の早急なる手戻り復旧整備を行い、平成25年度完成を目指す。

# 宮城県気仙沼市 気仙沼漁港(特定第3種漁港)

## ①応急対応

気仙沼漁港では、カツオ漁が本格化する6月以降に漁獲が集中するため、盛漁期までに水産物供給機能を緊急に回復すべく、港内のがれき撤去、沈下した陸揚げ岸壁の嵩上げ等応急工事を行ってきたところ。

6月23日には魚市場が再開し、6月28日に震災後初めて、カツオ約35トンがまき網漁船により水揚げされた。その後、8月1日には沿岸漁業、8月24日にはサンマの初水揚げがあり、各漁業とも順調に水揚げが再開している。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、陸揚げ岸壁及び背後 の荷さばき所用地の嵩上げから優先して着手。平成25年度末までの復旧工事の完了 を目指す。

また、防波堤、その他の岸壁等の復旧を進め、平成27年度末までに全ての漁港施設において必要となる復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

# 宮城県女川町 女川漁港(第3種漁港)

## ①応急対応

女川漁港では、サンマ漁が本格化する8月以降に漁獲が集中するため、盛漁期までに水産物供給機能を緊急に回復すべく、港内のがれき撤去、沈下した陸揚げ岸壁、 臨港道路等の嵩上げ等応急工事を行ってきたところ。

7月1日には魚市場が再開し、震災後初めて、キチジ、スルメイカなど約1トンが沖合底びき網漁船により水揚げされた。その後、定置網漁船による水揚げも再開し、9月12日には大型サンマ漁船によりサンマ約60トンの水揚げがあった。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、陸揚げ岸壁及び背後 の荷さばき所用地の嵩上げから優先して着手。平成25年度末までの復旧工事の完了 を目指す。

また、防波堤、その他の岸壁等の復旧を進め、平成27年度末までに全ての漁港施設において必要となる復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

# 宮城県石巻市 石巻漁港(特定第3種漁港)

## ①応急対応

石巻漁港では、カツオ漁が本格化する6月以降に漁獲が集中するため、盛漁期までに水産物供給機能を緊急に回復すべく、港内のがれき撤去、沈下した陸揚げ岸壁、 臨港道路等の嵩上げ等応急工事を行ってきたところ。

7月12日には魚市場が再開し、震災後初めてスルメイカ、スズキなど約3トンが 小型イカ釣り、刺網漁船により水揚げされた。また、石巻の主要な漁業種類である 沖合底びき網漁船については、禁漁期明けの9月6日にスルメイカ、タラ類など約7トン水揚げされた。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、陸揚げ岸壁及び背後の荷さばき所用地の嵩上げから優先して着手。平成25年度末までの復旧工事の完了を目指す。

また、防波堤、その他の岸壁等の復旧を進め、平成27年度末までに全ての漁港施設において必要となる復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

# 宮城県塩釜市 塩釜漁港(特定第3種漁港)

## ①応急対応

塩釜漁港では、マグロ漁が本格化する8月以降に漁獲が集中するため、盛漁期までに水産物供給機能を緊急に回復すべく、港内のがれき撤去、沈下した陸揚げ岸壁、 臨港道路等の嵩上げ等応急工事を行ってきたところ。

4月4日に魚市場が再開し、4月14日に震災後初めて、マグロ類など約17トンが小型マグロ延縄漁船により水揚げされ、8月21日には、まき網漁船による生マグロ120トンの水揚げがあった。また、昨年まで水揚げ実績がほとんどない、沖合底びき網漁船、大目流し網漁船による水揚げもあり、水揚総量はほぼ昨年並み。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、陸揚げ岸壁及び背後 の荷さばき所用地の嵩上げから優先して着手。平成25年度末までの復旧工事の完了 を目指す。

また、防波堤、その他の岸壁等の復旧を進め、平成27年度末までに全ての漁港施設において必要となる復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

# 千葉県銚子市

# 銚子漁港(特定第3種漁港)

## ①応急対応

銚子漁港では、航路・泊地の漂流物を撤去の後、3月下旬には水揚げを再開して はいるものの、9月以降に漁獲が集中するため、盛漁期までに水産物供給機能を緊 急に回復すべく、港内の土砂・がれき撤去、簡易市場の建設等応急工事を行ってき たところ。

9月より、完成した簡易市場でマグロの水揚げが行われている。

## ②今後の復旧について

本年度より、早急に被災した漁港施設の復旧に努めるべく、護岸、岸壁及び泊地・ 航路の埋そくの災害復旧に着手。平成24年度末までの復旧工事の完了を目指す。

## ③今後の復興、漁港機能の強化に向けて

高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備の検討を行い、平成25年度より工事に 着手し、平成26年度完成を目指す。

# 2) 地域の拠点漁港

平成23年末までに、航路・泊地のがれき撤去に一定の目途をつけ、早期の操業再開に向けて、一部の甚大な被害のあった漁港を除き、平成25年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。なお、被害が甚大な漁港については、同時期までに一定の係留機能等の確保を、平成27年度末までに漁港施設等の復旧に目途をつける。また、あわせて、復興施策として、市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等を推進する。

なお、地域水産業の生産・流通の拠点として、陸揚げ量や漁船利用が多い漁港を想定 【岩手県】太田名部漁港、田老漁港、音部漁港、山田漁港、船越漁港、大槌漁港、根白 漁港、崎浜漁港、綾里漁港、広田漁港 等

【宮城県】松岩漁港、波路上漁港、泊(歌津)漁港、志津川漁港、波伝谷漁港、寄磯漁港、桂島漁港、荒浜漁港、渡波漁港、鮎川漁港等

【福島県】釣師浜漁港、松川浦漁港、久ノ浜漁港 等

# (2)漁場

## 1)青森県

青森県においても、三沢市から階上町にかけて漁船や沿岸の施設が被災し、被害状況を勘案すると相当量のがれきが海中に流出し、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定される。

被災した漁場の復旧·復興にあたっては、以下のとおり、がれき等の調査及び撤去を実施する。

## ① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 本県においては、すでに、被災した漁場において各種漁業の操業が再開されているが、がれき撤去のために共同漁業権漁場における海底調査を行った結果、漂流物は確認されなかったものの、海底には大破した漁船やコンテナ等が確認されたことから、秋から冬にかけて行われる操業に支障となる漁場を優先して、平成23年度末までに、漁業者によるがれき撤去の取組への支援や専門業者によるがれき撤去を実施する。
- 平成23年度末までにがれきが撤去できなかった場合には、平成24 年度においても、必要に応じてがれき等の撤去を実施する。

## ② 漁場施設等の整備

平成24年度末までに、沿岸から沖合域にかけて全ての漁場施設等の被災状況を把握するとともに、平成27年度末までに、漁場の生産力の回復を図るため、必要な漁場施設の整備を実施する。

## 2) 岩手県

岩手県におけるがれきは倒壊家屋数を基に約538万トンと推計され、津波により海域に流出したがれきや海域に設置していた養殖施設等が、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが確認されている。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場の環境調査の実施を行う。

## ① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 〇 平成23年度末までに、早期の漁業再開に向けて、漁業者によるがれき撤去 の取組を支援するとともに、専門業者による定置網漁場や養殖漁場等でのがれ き撤去を実施する。
- 〇 平成24年度には、漁業活動に伴って回収されたがれきの処理を推進するとともに、漂流物・堆積物の分布状況を踏まえ、必要に応じて専門業者による漂流物等の回収処理を適切に実施する。平成25年度においても状況に応じて実施する。

## ② 漁場環境調査の実施

平成23年度から平成24年度末まで、藻場及び沿岸漁場における震災の影響を明らかにし、漁場環境の改善、資源回復、生産物の安全性の確保を可能とするため、被災前の状況を把握している漁場について調査を実施する。

- 被災した漁場の水質、底質、水生生物の生物相と資源量の調査
- 被災した漁場における有害物質等の環境負荷状況の調査

## ③ 漁場施設等の整備

- 平成23年度末までに、沖合域における漁場施設等の被災状況を把握する。
- 平成25年度末までに、増殖・養殖漁場の消波施設等の復旧に目処をつける。
- 平成27年度末までに、地域のニーズや放流種苗の確保状況に基づき、必要に応じて水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、必要な漁場施設の整備を実施する。

# 3) 宮城県

宮城県のがれきは全壊建築物等の被害状況を勘案すると大量のがれきが海中に流出し、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定され、漁業・養殖業の復興に向けて漁場のがれき撤去等による漁場環境の回復が喫緊の課題である。

また沿岸域の下水処理施設の稼働停止や大量の重油流出等による水質環境の 悪化に起因する漁場生産力の低下が懸念される。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場の環境調査を実施する。

## ① 漁場におけるがれき撤去の推進

平成24年度末まで早期の漁業再開に向けて再開が見込まれる養殖漁場、沿岸漁業等の主漁場であった場所を優先して、専門業者によるがれき撤去を進めるとともに、漁業者による漁場におけるがれき撤去の取組を支援する。なお、漂流物等の分布状況に応じて、平成25年度においても実施する。

## ② 漁場環境調査の実施

平成24年度末まで、今後の漁業再開に向けて被災した沿岸漁場における以下の環境調査(水質,底質,有害物質等)を、漁業関係者や国・試験研究機関と連携して実施し、漁場環境の維持・回復に取り組む。

- 被災した漁場の水質、底質、海流、海洋生物の分布等の調査
- 被災した漁場における有害物質等の環境負荷状況の調査

## ③ 漁場施設等の整備

平成23年度末までに、沿岸・沖合域における漁場施設等の被災状況を把握するとともに、平成27年度末までに、水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、必要な漁場施設の整備を実施する。

## 4)福島県

福島県のがれきは全壊建築物等の被害状況を勘案すると約280万トンと推計され、相当量のがれきが海中に流出し、福島県唯一の潟湖である松川浦をはじめ、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定される。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去を実施するとともに、漁場の環境調査の実施について、今後検討を行う。

なお、現在、東京電力福島第一原子力発電所から20km圏内については、警戒区域であることから、その漁場の復旧・復興計画については、解除後に再度検討することとする。

## ① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 〇 平成23年度については、漁業者による沿岸漁場のがれき撤去の取組を支援 するとともに、漁業者から強く要望のあったのり養殖の場である松川浦の優良 漁場の早期の漁業再開に向けた専門業者によるがれき撤去及び沿岸漁場のが れき等分布状況の把握を実施する。
- 〇 平成24年度末まで、漁業再開に併せて、必要に応じて漁業者による漁場からのがれき撤去の取組を支援するとともに、本格的な漁業の復興に向けて、松川浦の優良漁場のがれき撤去及び生産活動が可能な沿岸の漁場について、専門業者によるがれき撤去を実施する。なお、がれき等の分布状況に応じて、平成25年度においても実施する。

## ② 漁場環境調査の実施

平成24年度末まで、藻場・干潟等を中心に被災した沿岸漁場の回復状況を調査して環境負荷状況を把握し、有害物質による沿岸域の生態系へ与える影響の調査を漁業者の協力を得ながら実施する。

- 被災した漁場の水質、底質、海流、海洋生物の分布等の調査
- 被災した漁場における有害物質等の環境負荷状況の調査

## ③ 漁場施設等の整備

平成23年度末までに、沖合における漁場施設等の被災状況を把握するとともに、被災状況に応じて、漁場の再生・回復を図る。

## 5) 茨城県

## (2)漁場

茨城県では、北茨城市や大洗町などを始めとする沿岸市町村で津波被害が発生し、海中に流出したがれきが、沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積していることが想定される。

被災した漁場の復旧・復興にあたっては、以下のとおり、がれきの撤去、漁場の環境調査を実施する。

## ① 漁場におけるがれき撤去の推進

- 〇 早期の漁業再開に向けて、平成23年秋にかけて、沿岸漁場を中心に堆積物 や漂流物の影響を調査するとともに、秋から翌春にかけて、沿岸の好漁場・主 漁場であった海域等を優先して、漁業者によるがれき撤去や親潮とともに北方 からの流入が予想される漂流物の回収、専門業者によるがれき撤去を実施す る。
- 平成24年度末まで、本格的な漁業の復興に向けて、底びき網やまき網の漁場等、より広域の漁場においても、状況に応じて漂流物・堆積物の回収処理を進めるとともに、沿岸漁場において操業中に回収されたがれきの処理を推進する。なお、漂流物等の分布状況に応じて、平成25年度においても実施する。

## ② 漁場環境調査の実施

平成24年度末まで、被災した漁場(藻場や砂浜域)の環境改善と資源回復、 漁業者の安全性の確保等に資するため、漁業の復旧・復興の各段階を通じて、以 下の漁場環境調査を漁業者の協力を得つつ実施する。

- 被災した漁場の水質、底質、海流、海洋生物の分布等の調査
- 被災した漁場における有害物質等の環境負荷状況の調査

## ③ 漁場施設等の整備

平成23年度末までに、沖合域における漁場施設等の被災状況を把握するとと もに、平成27年度末までに、漁場の生産力の回復を図るため、必要な漁場施設 の整備を実施する。

# 6) 千葉県

平成23年度末までに、沖合域における漁場施設等の被災状況を把握するとともに、平成27年度末までに、漁場の生産力の回復を図るため、必要な漁場施設の整備を実施する。

なお、千葉県においては、漁場のがれき撤去は行われていない。

# (3)養殖施設

## 1)青森県

養殖施設については、こんぶ養殖の施設に被害が発生した。

被災した養殖施設の復旧・復興については、平成23年度末までに、養殖業再 開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけることを目標とする。

## 2) 岩手県

養殖施設については、わかめ養殖、こんぶ養殖、かき養殖、ほたて養殖等の施設に被害が発生した。

被災した養殖施設の復旧・復興については、平成23年度末までに、がれきの撤去状況、漁場環境の調査結果、養殖資材の入手状況、養殖用漁船の確保状況等を考慮して、利用可能な漁場から養殖生産を再開し、養殖業の再開希望者の概ね4割を目標に養殖施設を整備する。平成24年度末までには、養殖業再開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけることを目標とする。その際、養殖の開始時期が養殖種類毎に異なることを踏まえた整備を進めることとする。

# 3) 宮城県

養殖施設については、かき養殖、のり養殖、わかめ養殖、ほたて養殖、ぎんざけ養殖、ほや養殖、こんぶ養殖等の施設に被害が発生した。

被災した養殖施設の復旧・復興については、平成23年度末までに、がれきの撤去状況、漁場環境の調査結果、養殖資材の入手状況、養殖用漁船の確保状況等を考慮して、利用可能な漁場から養殖生産を再開し、養殖業の再開希望者の概ね3割を目標に養殖施設を整備する。平成24年度末までには、養殖業再開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけることを目標とする。その際、養殖の開始時期が養殖種類毎に異なることを踏まえた整備を進めることとする。

# 4)福島県

養殖施設については、こい養殖、ます類養殖、のり養殖の施設に被害が発生した。

被災した養殖施設の復旧・復興については、平成24年度末までに、がれきの 撤去状況、原発事故の状況、漁場環境の調査結果、養殖資材の入手状況、養殖用 漁船の確保状況等を考慮して、利用可能な漁場から養殖生産を再開し、養殖業再開る主者全員が、養殖施設の整備に目途をつけることを目標とする。その際、養殖の開始時期が養殖種類毎に異なることを踏まえた整備を進めることとする。

# 5) 茨城県

養殖施設については、茨城県において国の事業を活用した復旧は行わない。

# 6) 千葉県

養殖施設については、のり養殖の施設に被害が発生した。

被災した養殖施設の復旧・復興については、平成23年度末までに、養殖業再 開希望者全員が、養殖施設の整備に目途をつけることを目標とする。

# (4)大型定置網

## 1)青森県

大型定置網については、7ケ統の大型定置網に被害が発生した。

被災した大型定置網の復旧・復興については、網及び固定具等資材の入手状況 や漁船の確保状況を考慮して、利用可能な漁場から定置網の整備に取りかかり、 秋サケ漁の最盛期を迎える平成23年10月には3ケ統が操業を再開している。 今後、平成23年度末までに5ケ統、来期秋サケ漁の最盛期前の平成24年9 月末までに被災した全ての大型定置網の整備を完了することを目標とする。

## 2) 岩手県

大型定置網については、87ケ統の大型定置網に被害が発生した。

被災した大型定置網の復旧・復興については、網及び固定具等資材の入手状況 や漁船の確保状況を考慮して、利用可能な漁場から定置網の整備に取りかかり、 平成23年12月末までに大型定置網の概ね6割の整備を目標とし、平成24年 度末までには、大型定置網再開希望者全員が定置網の整備に目途をつけることを 目標とする。

# 3) 宮城県

大型定置網については、41ケ統の大型定置網に被害が発生した。

被災した大型定置網の復旧・復興については、網及び固定具等資材の入手状況、 漁船の確保状況を考慮して、利用可能な漁場から定置網の整備に取りかかり、今期の秋サケ漁の最盛期を迎える平成23年10月には9ケ統が操業を再開している。今後、平成24年度末までには、操業再開希望者全員が、大型定置網の整備完了に目途をつけることを目標とする。

# 4)福島県

大型定置網については、被災前から福島県においては操業の実態がない。

# 5) 茨城県

大型定置網については、2ケ統の大型定置網に被害が発生した。

被災した大型定置網の復旧・復興については、網及び固定具等資材の入手状況 や漁船の確保状況を考慮して、利用可能な漁場から定置網の整備に取りかかり、 一部損壊の1ケ統については、平成23年5月に整備を完了して操業を再開して いる。平成23年12月までには被災した全ての大型定置網の整備を完了することを目標とする。

# 6) 千葉県

大型定置網については、千葉県においては被災していない。

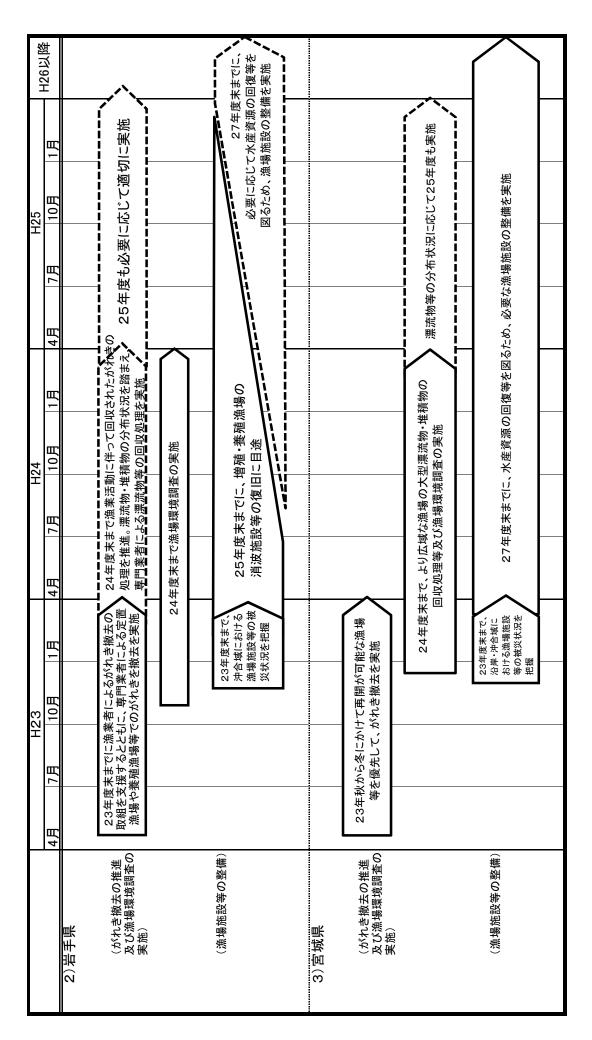
工程表(漁港-漁場-養殖施設-定置網)

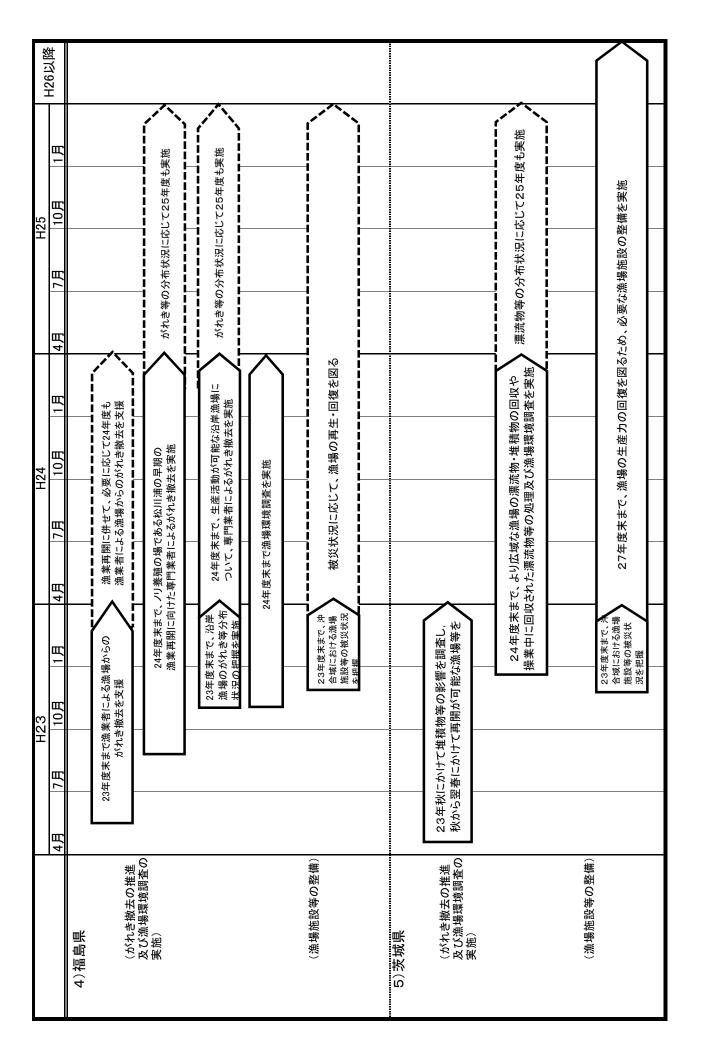
	4月	H 7月	H23  10月	1月	4月	7月	H24  10月	1月	4月	7月	H25  10月	1月	H26以降
(1)漁港													
全国的拠点漁港	◆ 特定 八戸: 女!!!: ※ 一	ーートーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	- 、金田か、金田か、金田海 、名名海港 、石巻漁港 復興施策の	- らの漁船が (岩手)、大 (宮城)、塩 工程表は、	-  陸揚げ等    沿渡漁港(  発漁港(宮)  後段に記述	- N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	   船が陸揚げ等に利用し、周辺の漁港からも水産物が集積する漁港  、大船渡漁港(岩手)、気仙沼漁港(宮城)、  、塩釜漁港(宮城)、銚子漁港(千葉)	- からも水産物 :城)、	が集積する		·   操   数   8		
地域の拠点漁港	◆地域之 【岩手 【四场 【配场	地域水産業の生産・流通の拠点として陸揚げ量や漁船利用が多い漁港【岩手県】太田名部漁港、田老漁港、音部漁港、山田漁港、船越漁港、『宮城県】松岩漁港、波路上漁港、泊(歌津)漁港、志津川漁港、波伝谷【福島県】釣師浜漁港、松川浦漁港、久ノ浜漁港 等	権・流通の労 部漁港、田 港、波路上 漁港、松川	D点として陸老漁港、音楽漁港、泊(粤浦漁港、グ(粤	、 在場げ量や淡、 音部漁港、山 (・ 音部漁港、山 泊(歌津)漁港、 、久ノ浜漁港(	漁船利用4 1田漁港、 1日海川 1年三海 第	b域水産業の生産・流通の拠点として陸揚げ量や漁船利用が多い漁港 治手県】太田名部漁港、田老漁港、音部漁港、山田漁港、船越漁港、大槌漁港、根白漁港、崎浜漁港、綾里漁港、広田漁港、等「宮城県】松岩漁港、波路上漁港、泊(歌津)漁港、志津川漁港、波伝谷漁港、寄磯漁港、柱島漁港、荒浜漁港、渡波漁港、鮎川漁港、福島県】釣師浜漁港、松川浦漁港、久ノ浜漁港、等	- 植漁港、根  (港、寄磯漁	<b>白漁港、崎</b> 港、桂島漁	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 里漁港、広 魚港、渡波 <u>次</u>		*************************************
	23年 がれき	134年末までに漁港内の がれき撤去等の応急復旧 	時の急後旧										
	<u> </u>	23年度以		で着手	25年度末	でまでに漁港 復旧にま	25年度末までに漁港施設等の復旧に目途(一部被害の甚大な漁港については、一定の係留機能等の確保 復旧にあわせて市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等復興施策を推進	目途(一部被害(きな) おり (一部を) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	の甚大な漁港  施設等の集約・	こついては、・・強化等復興・強化等復興	- 定の係留機前施策を推進 施策を推進 	[等の確保]	被害の甚大な 漁港の復旧に 目途(27年度)

※II いって口	120以所			[		た荷さばき、		$\wedge$
	1月				を目指す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■		4
H25	10月			■ 1 ■ 1 ■ 1 ■ 4 ■ 1 ■ 4 ■ 1	── 工事完了		日指す	成を目指
	7月			・				を構造上だった高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を25年度の完成を目指す
	4月			- ###   ###	                 		             	
	1月			用書の選目	もして着引 漁港施設		25年度5 漁港施設	た荷さば
H24	10月		修、 了を目指す					土管理に対応し
_	7月		渫、用地補 ミまでの完・		新浜町地区 (27年度)		げ岸壁を優 (27年度:	た高度衛
	4月 7		港内の航路・泊地の土砂浚渫、用地補修 防波堤等の復旧を24年度末までの完了?		、荷さばき所(			整備途上だっ
	1月		港内の航路・泊地の土砂浚渫、用地補修、 岸壁、防波堤等の復旧を24年度末までの完了を目指す	高度衛生管荷さばき月	陸揚げ岸壁			
က	10月		· 翻 世		去等淵)		去等淵)	
H23	7月		かがれき 下旬から <b>写開</b> )				 港内水域のがれき撤去等 (5月から陸揚げ再開)	
	4月		港内水域のがれき 撤去(3月下旬から 陸揚げ再開)		港内水(8月		港内办(5月	
	1	全国的な拠点漁港	の記述と		(釜石漁港)		(大船渡漁港)	

	и I	<u> </u>			_		^	_	ſ
7	1700万平								
-	71		能を併 指す		 能を併 指す		•••	 能を() 指す	
			避難機 了を目	•	野難機 ごを目			避難機 了を目	
	1月	<del></del>	— 応し、; 黄の完	<del>f</del>	── 応し、; 黄の完		<del>- In</del> s	応し、) 類の完	
	10月	「を目指す	  IIC合わせて、高度衛生管理に対応し、避難機能を  持つ、荷さばき所の整備を27年度の完了を目指す	了を目指			「を目指す	  Iに合わせて、高度衛生管理に対応し、避難機能を 持つ、荷さばき所の整備を27年度の完了を目指す	
H25	10	事の完]	── 度衛生 fの整備	:事の完			事の完.	度衛生 F	
	7月	復旧工	さて、高さばき	c復旧エ す)	さて、高 さばき i		後旧工 <sup>員</sup> )	せて、高さばまり	
		陸揚げ岸壁、荷さばき所用地の嵩上げを優先して着手し、25年度末までに復旧工事の完了を目指す (27年度までに全ての漁港施設の復旧を目指す)	 復旧に合わせて、高度衛生管理に対応し、避難機能を併せ 持つ、荷さばき所の整備を27年度の完了を目指す	げ岸壁、荷さばき所用地の嵩上げを優先して着手し、25年度末までに復旧工事の完了を目指す (27年度末までに全ての漁港施設の復旧を目指す)			陸揚げ岸壁、荷さばき所用地の嵩上げを優先して着手し、25年度末までに復旧工事の完了を目指す (27年度末までに全ての漁港施設の復旧を目指す)		
	4月	5年度 復旧?	ө	25年月	飯		5年度 の復旧	)	
	1月	引地の嵩上げを優先して着手し、25年度末までに (27年度までに全ての漁港施設の復旧を目指す		r着手し、: )漁港施設			着手し、2 魚港施設(		
	1	もしてj ての漁		きての 全ての			もしてずてていま		
24	10月	:げを優5 ţでに全 <sup>-</sup>		上げを優 末までに			:げを優5 :までに全		
H24		の嵩上 7年度3		地の嵩 7年度3			3の嵩上 年度末		
	7月	·所用地 (2		き所用: (2)			·所用地 (27		
		5さばき		荷さば			<b>帯さばき</b>		
	4月	草、		曹			草。		
		幸揚げ岸		陸揚げ			幸揚げ岸		
	1月	8					<u>~</u>		
	田						<b>*</b>		
H23	10月	去等 開)		き撤去げ再開)			き撤去等 『再開)		
	7月	港内水域のがれき撤去等 (6月から陸揚げ再開)		港内水域のかれき撤去等 (7月から陸揚げ再開)			港内水域のがれき撤去等 (7月から陸揚げ再開)		
	7	ばのが から陸		内水域 (7月か			カ水域 7月か		
	4月	港内水 (6月		飛			搬		
		·····································		$\sim$					
		(気仙沼漁港)		(女川漁港)		(石巻漁港)			
		(気化		<u>*</u>		) 内	] [		

	4月	H 7月	H23 10月	1月	4月	HZ 7月	H24 10月	1月	4月	7月	H25  10月	1月	H26以降
(塩釜漁港)	港内水域のがれき 撤去等(4月から陸 揚げ再開)	がれき から陸 期)		陸揚げ岸	壁、荷さばき	げ岸壁、荷さばき所用地の嵩上げを優先して着手し、 (27年度末までに全ての漁港施記	用地の嵩上げを優先して着手し、25年度末までに犯 (27年度末までに全ての漁港施設の復旧を目指す)	c着手し、25 )漁港施設の	年度末までは復旧を目指す	こ復旧工事の ţ)	25年度末までに復旧工事の完了を目指す 没の復旧を目指す〕	÷••••	
									後旧に合わせて、持つ、荷さば、				能を併せ 指す
(銚子漁港)	港内水域のがれき 撤去等(3月下旬 から陸揚げ再開)		護岸、岸壁の復旧や港内泊地・航路の埋塞の復旧を24年度の完了を目指す	[旧や港内泊:	地・航路の埋	塞の復旧を24	4年度の完了	を目指す					
									を を も	高度衛ばき所の整(	高度衛生管理に対応した 所の整備を26年度の完成	高度衛生管理に対応した 荷さばき所の整備を26年度の完成を目指す	
(2)漁場 1)青森県													
(がれき撤去の推進)		海 基に、操 等を優先	海底調査を実施し、その結果を基に、操業の支障となる漁場等を優先して、がれき撤去を実	の結果を る漁場 戦去を実	必がが	必要に応じて24年度も がれき等の撤去を実施 	4年度も 5を実施						
(漁場施設等の整備)				24年度末ま <sup>-</sup> 或にかけての	24年度末まで、沿岸から沖合域にかけての漁場施設等の被	の敬			27年度; 必要な漁	27年度末までに、漁場の生産 必要な漁場施設の整備を実施	場の生産力の手機を実施	27年度末までに、漁場の生産力の回復を図るため、必要な漁場施設の整備を実施	(%)





	0		H23			單	H24			第一	55		H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6)千葉県													
	卅	き県において	千葉県においては漁場のがれき撤	れき撤去	去は行われていない。	こいない。							
(漁場施設等の整備)			23年海海	23年度末まで、 沖合域における 漁場施設等の被 ※米温を加援	27年	度末まで、漁	場の生産力の	)回復を図るた	こめ、必要な	27年度末まで、漁場の生産力の回復を図るため、必要な漁場施設の整備を実施	備を実施		
(3)養殖施設 1)青森県													
	23年) 養殖	度末までに養! 施設の整備に	23年度末までに養殖業再開希望者の全員; 養殖施設の整備に目途をつけることを目標	旨の全員が ことを目標									
2)岩手県													
	23年,概4	度末までに養 34割の養殖施	23年度末までに養殖業再開希望者の 概ね4割の養殖施設の整備を目標		4年度末まで養殖施設の	『に養殖業再』 警備に目途を <sup>・</sup>	24年度未までに養殖業再開希望者の全員が 養殖施設の整備に目途をつけることを目標	員が 1標	(25年度	(25年度も必要に応じて適切)	にて適切(	二実施)	
3)宮城県													
	23年, 概名	度末までに養。 33割の養殖施	23年度末までに養殖業再開希望者の 概ね3割の養殖施設の整備を目標		:4年度末まで養殖施設の <sup>達</sup>	バ養殖業再 整備に目途を	24年度末までに養殖業再開希望者の全員が 養殖施設の整備に目途をつけることを目標	員が 1標	(25年度	(25年度も必要に応じて適切に実施)	にて適切に	に実施)	
自員可以													
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
	24£	年度末までに	24年度末までに養殖業再開希望者の全員が養殖施設の整備に目途をつけることを目標	者の全員が	養殖施設の	整備に目途を	つけることを目	#E	(25年度	(25年度も必要に応じて適切に実施)	じて適切に	こ実施)	

	7 4月	H23 7月 10	23 10月	1月	4月	HZ 月	H24 10月	1月	4月	H25 7月   10	25 10月	1月	H26以降
5)茨城県													
	茨城県に	茨城県においては、	国の事業を活用		した養殖施設の復旧は行わない。	り復旧は行	わない。						
井井田								1					
十米米													
	23年度末ま 養殖施設の	でに養殖業 <sup>:</sup> 整備を目標	23年度末までに養殖業再開希望者の全員が 養殖施設の整備を目標	)全員が									
(4)大型定置網 1)青森県													
	23年1 3ケ統カ	23年10月までに3分統が操業再開	23年度末まで 25分統の大型 定置網を整備	にまで 0大型	24年9月末までに 被災した全ての大 型定置網を整備	までに ての大 能舗							
2)岩手県													
	23年末ま 定置網の概	23年末までに被災した大型 定置網の概ね6割の整備を目標	と大型備を目標	25年度 全員が	25年度末までに大型定置の再開を希望する者 全員が定置網の整備に目途をつけることを目標	型定置の再開 計に目途をつ!	を希望する      ナることを目	711 Bit	(25年月	(25年度も必要に応じて適切に実施	 5じて適切 	に 乗 施 )、	
3)宮城県													
	23年10月までには 9ケ統が操業再開	までには	▶ 24年度	来までに操う	24年度末までに操業再開希望者全員が整備に目途をつけることを目	全員が整備	こ目途をつけ	ることを目標					
4)福島県													
	被災部	から福島	被災前から福島県においては操	CIC操業(   	業の実態がない	าา							

		H	H23			H24	4.				H25		
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	月	4月	7月	10月	1月	世なのプロ
5) 茨城県													
	23年5月 までに1ケ統 の操業を 再開	23年5月 23年12月までに被災し までに1分納 た全ての大型定置網の の操業を 復旧の完了 再開	でに被災し										
(9) 子葉県													
	1		1		1, 7, 44 1 1								
	ス型が近	直着につい	大型に直網については、十葉県においては被災していない	き帰におい	こま被災し	ていない							

# 事業計画

## 7. 医療施設

### (岩手県)

## 〇岩手県・盛岡二次医療圏

①被害状況について

医療圏の39病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は21病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### 〇岩手県・岩手中部二次医療圏

①被害状況について

医療圏の13病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は7病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### 〇岩手県・胆江二次医療圏

①被害状況について

医療圏の10病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は9病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### 〇岩手県 · 両磐二次医療圏

①被害状況について

医療圏の10病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は8病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は1病院。

#### ②復旧状況について

上記の一部損壊の1病院については、一部復旧を行うための復旧工事を平成23年10月に完了し、同月から外来診療を行っている。

### ③成果目標

上記の病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。

## 〇岩手県・気仙二次医療圏

①被害状況について

医療圏の3病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は2病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は1病院。

#### ②復旧状況について

上記の全壊の1病院については、平成23年7月中に仮設診療施設の設置を完了し、現在、仮設診療施設にて診療を行っている。

#### ③成果目標

上記の病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。

### 〇岩手県・釜石二次医療圏

①被害状況について

医療圏の6病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は3病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は2病院。

#### ②復旧状況について

・ 上記のうち、一部損壊の1病院(A)については、平成23年5月に一部復 旧しており、一部制限しながら診療を行っている。

また、残りの復旧工事のうち一部は完成時期未定。

・ 全壊の1病院(B)については、平成23年6月中に仮設診療施設の 設置を完了し、現在、仮設診療施設にて診療を行っている。

- A病院については、平成24年度上期までに復旧工事の完了を目指す。
- B病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。

### 〇岩手県・宮古二次医療圏

①被害状況について

医療圏の6病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は3病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は1病院。

### ②復旧状況について

上記の全壊の1病院については、平成23年6月中に仮設診療施設の設置を完了し、現在、仮設診療施設にて診療を行っている。

#### ③成果目標

上記の病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。

## 〇岩手県・久慈二次医療圏

①被害状況について

医療圏の4病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は3病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

# ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

#### ③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### 〇岩手県・二戸二次医療圏

①被害状況について

医療圏の3病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は3病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

### ③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### (宮城県)

### ○宮城県・仙南二次医療圏

①被害状況について

医療圏の13病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は6病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は1病院。

#### ②復旧状況について

上記の一部損壊の1病院については、平成23年度上期に解体工事等を完了させ、 平成23年度下期から復旧工事に着手する予定。なお、現在、一部制限しながら 診療を行っている。

#### ③成果目標

上記の病院については、平成24年7月目途で復旧工事の完了を目指す。

### 〇宮城県・仙台二次医療圏

①被害状況について

医療圏の81病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は6病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は2病院。

#### ②復旧状況について

- ・ 上記のうち、一部損壊の1病院(A)については、一部入院受入を行っている。
- 全壊の1病院(B)については、仮診療施設で外来対応を行っている。また、 平成23年度下期から復旧工事に着手する。

#### ③成果目標

- A病院については、復旧工事について関係者間で検討中。
- B病院については、平成23年1月目途で復旧工事の完了を目指す。

### 〇宮城県・大崎二次医療圏

①被害状況について

医療圏の22病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は19病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

### ②復旧状況について

上記のとおり、復旧済み。

上記のとおり、復旧済み。

### ○宮城県・栗原二次医療圏

①被害状況について

医療圏の5病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は2病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

②復旧状況について

上記のとおり、復旧済み。

③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### ○宮城県・登米二次医療圏

①被害状況について

医療圏の6病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は3病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### 〇宮城県・石巻二次医療圏

①被害状況について

医療圏の13病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は4病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は3病院。

#### ②復旧状況について

・ 上記のうち、全壊の1病院(A)については、平成24年7月を目途に再建 基本計画を策定し、平成25年度上期までに建設計画を立て、この計画に基づ き、平成25年10月から病院の建設を行う。

また、現在は他病院の仮設病棟へ看護師派遣等を実施している。

- ・ 全壊の1病院(B)については、平成23年度下期から仮設診療施設にて診療を行っている。
- 全壊の1病院(C)については、復旧工事について関係者間で検討中。

#### ③成果目標

- A病院については、平成27年9月目途で建設完了を目指す。
- B病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。
- C病院については、復旧工事について関係者間で検討中。

### ○宮城県・気仙沼二次医療圏

### ①被害状況について

医療圏の7病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は5病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は2病院。

#### ②復旧状況について

- ・ 上記のうち、一部損壊の1病院(A)については、平成23年10月中に復旧工事の計画を策定し、この計画に基づき、復旧工事に着手する。 なお、平成23年度下期から一部制限しながら診療を行っている。
- ・ 全壊の1病院(B)については、平成23年度中に仮設診療施設を設置し、 仮設診療施設にて診療を行う。

また、平成24年度中に病院の用地を確保し、平成25年度中に建設計画を立て、この計画に基づき、平成26年度から病院の建設を行う。

- · A病院については、平成23年度中の復旧工事の完了を目指す。
- B病院については、平成27年度中の建設完了を目指す。

### (福島県)

### 〇福島県・県北二次医療圏

### ①被害状況について

医療圏の32病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は19病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は2病院。

#### ②復旧状況について

- ・ 上記のうち、一部損壊の1病院(A)については、平成23年5月から復旧 工事を行っている。なお、現在、一部制限しながら診療を行っている。
- ・ 全壊の1病院(B)については、平成23年4月に仮設診療施設の設置を完了し、現在、仮設診療施設にて診療を行っている。

また、平成23年度中に建設計画を策定し、この計画に基づき、平成24年度から病院の建設を行う。

#### ③成果目標

- ・A病院については、平成23年度中の復旧工事の完了を目指す。
- ・B病院については、平成24年度中の建設完了を目指す。

### ○福島県・県中二次医療圏

#### ①被害状況について

医療圏の33病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は24病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は5病院。 その他、全壊病院が1病院。

#### ②復旧状況について

- ・ 上記のうち、一部損壊の3病院(A)については、それぞれ復旧工事を行っている。なお、現在、一部制限しながら診療を行っている。
- ・ 一部損壊の2病院(B)については、平成23年度上期に仮設診療施設の設置を完了し、現在、仮設診療施設にて診療を行っている。

また、復旧工事を実施している。

・ 全壊の1病院(C)については、平成23年7月に仮設診療施設の設置を完了し、現在、仮設診療施設にて診療を行っている。

また、平成23年度中に病院の建設計画を策定し、この計画に基づき、平成24年度から病院の建設を行う。

- ・Aの3病院については、それぞれ平成23年度中から平成24年度中の復旧工事の完了を目指す。
- ・Bの2病院については、平成24年度中の建設完了を目指す。

・C病院については、平成24年度中の建設完了を目指す。

### ○福島県・県南二次医療圏

①被害状況について

医療圏の11病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は5病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### 〇福島県・会津二次医療圏

①被害状況について

医療圏の19病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は5病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### 〇福島県・南会津二次医療圏

- ①被害状況について 医療圏に1病院あるが、震災直後に被害はなかった。
- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### 〇福島県・相双二次医療圏

①被害状況について

医療圏の16病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は13病院であ

り、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は13病院。

#### ②復旧状況について

- ・ 上記のうち、一部損壊の6病院(A)については、それぞれ復旧工事を行っている。なお、現在、一部制限しながら診療を行っている。
- ・ 警戒区域の7病院(B)については、警戒区域内のため、診療再開見込み未 定。

### ③成果目標

- ・Aの6病院については、それぞれ平成23年度中から平成24年度上期の復旧 工事の完了を目指す。
- Bの7病院については、警戒区域内のため、今後の再開見込みは未定。

### 〇福島県・いわき二次医療圏

①被害状況について

医療圏の27病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は21病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は1病院。

#### ②復旧状況について

上記の一部損壊の1病院については、平成23年5月から復旧工事を行っている。

#### ③成果目標

上記の病院については、平成23年12月中の復旧工事の完了を目指す。

### (茨城県)

### 〇茨城県・水戸二次医療圏

①被害状況について

医療圏の42病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は30病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

#### ③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### 〇茨城県・常陸太田/ひたちなか二次医療圏

①被害状況について

医療圏の23病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は14病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

#### ③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### 〇茨城県・日立二次医療圏

①被害状況について

医療圏の23病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は20病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は2病院。

#### ②復旧状況について

・ 上記のうち、一部損壊の1病院(A)については、平成23年8月まで復旧工事を行い、一部復旧済み。なお、現在、一部制限しながら診療を行っている。

また、平成24年度中に建設計画(建替え)を立て、この計画に基づき、平成25年度から病院の建設を行う。

・ 一部損壊の1病院(B)については、一部制限しながら外来診療を行っている。

#### ③成果目標

・A病院については、平成27年度中の建設完了を目指す。

B病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。

### ○茨城県・鹿行二次医療圏

①被害状況について

医療圏の11病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は5病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

### ○茨城県・取手/竜ヶ崎二次医療圏

①被害状況について

医療圏の19病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は7病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

## ○茨城県・土浦二次医療圏

①被害状況について

医療圏の15病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は8病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

- ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。
- ③成果目標 上記のとおり、復旧済み。

## ○茨城県・つくば二次医療圏

①被害状況について

医療圏の17病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は8病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

# ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

### ③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

### ○茨城県・筑西/下妻二次医療圏

①被害状況について

医療圏の15病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は10病院であり、10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院は1病院。

#### ②復旧状況について

上記の一部損壊の1病院については、一部復旧を行うための復旧工事を平成23年10月に完了し、11月から外来診療および入院を再開している。

#### ③成果目標

上記の病院については、今後の病院のあり方について関係者間で検討する。

### 〇茨城県・古河/坂東二次医療圏

①被害状況について

医療圏の10病院のうち、震災直後に入院に制限のあった病院は1病院であり、 10月末現在で施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。

# ②復旧状況について 上記のとおり、復旧済み。

#### ③成果目標

上記のとおり、復旧済み。

工程表(二次医療圏ごとの医療施設)

					ί !			
当	二次医療圏	病院数	震災直後に入 院に制限の あった病院	施設の損壊により 、入院受入制限また は不可の病院数 (10月末時点)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
岩手県	略图	39	21	0		(復旧済み)		
	岩手中部	13	7	0		(復日済み)		
	ガヨ	10	6	0		(復旧済み)		
					(一部損壊の1病院)			
	र व 	,	C	,	復旧工事 (一部復旧)		実施	/\   
	<u>ਆ</u> 로	2	∞	-		(関係者間で今後のあり方に	しことを関し	(終期未定)
					(全壊の1病院)			
	:				仮設診 療施設 設置			/\   
	ĸ T	ო	7	<del>-</del>		(関係者間で今後のあり方に	しこん	(終期未定)
					(一部損壊の1病院)			
					(一部の工事は完成時期未定)			
					※一部はH23.51⊂復旧			
	釜石	9	က	2	(全域の1病院)		         	     
					仮設診 療施設 設置	( 位	療	/ \ 
						関係者間で今後のあり方に	しことを問う	(終期未定)

些	二次医療圏	病院数	震災直後に入 院に制限の あった病院	施設の損壊により 入院受入制限また は不可の病院数 (10月末時点)	H23年度	<b>₩</b>	H24年度	H25年度	H26年度以降
					(全壊の1病院)				
	<del> </del> ው	ď	c	<del>,</del>	仮設診 療施設 設置		仮設診療施設にて診療	沙療	/ <sup>^</sup> \
	п П	>	2	-		<b>豁</b> )	係者間で今後のあり方に	こので、一個では、	(終期未定)
	久慈	4	3	0			(復日済み)	4	
	山	က	3	0			(復旧済み)		
宮城県		13		<del>-</del>	(一部損壊の1病院) 解体工事等		infr		
					(一部損壊の1病院)	)	・部入院受入対応中(復旧工事については検討中)	ついては検討中))	
	中中	8	9	2	(全壊の1病院) 仮診療施設で 外来対応	復旧工事			
	当	22	19	0			(復旧済み)		
	栗原	2	2	0			(復旧済み)		
	海米	9	3	0			(復旧済み)		

		^		•	^		$\overline{}$	
H26年度以降	<b>建</b> 設 (∼H27.9)					(~H27. 3)	病院の建設	(∼H27. 3)
H25年度	病院の建設				城市		病院の建設計画	
Τ.	■塩				仮設診療施設にて診療		病院0	
H24年度	病院の建設計画		について後討中		(仮設		病院の用地確保	
	画策定等 [本書護師派遣	数   数   数   数   数   数   数   数   数   数	(大) (大) (大) (大) (大)				病院	
<b></b>	再建基本計画策定等 ※世病院の仮設病棟へ看護師派遣			復旧工事	診療施設建設			
H23年度	(全壊の1病院) (全壊の1病院) (全棒の1 疾腔)	14%C) 189C)	(全様の1病院)	(一部損壊の1病院) (一部損壊の1病院) (全壊の1病院) (全壊の1病院)	仮設			
施設の損壊により 入院受入制限また は不可の病院数 (10月末時点)		ю			2			
震災直後に入 院に制限の あった病院		4			5			
病院数		13			7			
二次医療圏		石券			気仙沼			
些								

啬	二次医療圈	病院数	震災直後に入 院に制限の あった病院	施設の損壊により 入院受入制限また は不可の病院数 (10月末時点)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度以降
					(一部損壊の1病院) 復旧工事			
福島県	果北	32	19	2	(全壊の1病院) 仮設診 療施設 整置 扱置	仮設診療施設にて診療		
					病院の建設計画	病院の建設		
					(一部損壊の2病院) 仮設診療施設 仮設診療施設 仮設診療施設にて診療			
	当	33	24	വ	復旧工事			
					(全壊の1病院) ※仮設病棟での運用により、入院制製なし 仮設診療施 設設置	A院制限なし 仮設診療施設にて診療		
	県南	11	5	0		(復旧済み)		
	杂	19	5	0		(復旧済み		
	南会津	-	0	0		(対象無し)		

Mil							$\overline{}$	$\widehat{\mathbf{s}}$					
H26年度以降					:			(~H27. 3)					
H25年度		米の一個					病院の建設		一				
				( #	J. ( 42			1	Ū	み)	( <del>t</del>	( <del>t</del>	<i>∂</i> + )
H24年度		ため、影場		(復日済る	(復旧済る				後のあり方	(復旧済る	(復旧済)	(復旧済	(復旧済
H24	\^\ 						 病院 の建設(建替え)計画		係者間で今				
鱼			$\bigcap$				病院の		<b>酱</b> )				
H23年度	-部損壊の6病院) 復旧工事	1	(一部損壊の1病院) 復旧工事			(一部損壊の1病院) (一部復旧) (一部復旧) (一部損壊の1病院)							
施設の損壊により 入院受入制限また は不可の病院数 (10月末時点)	_		<del>-</del>	0	0			2		0	0		
震災直後に入 院に制限の あった病院		13	21	30	14			20		5	7	8	8
病院数		16	27	42	23			23		=	19	15	17
二次医療圏			いわき	水河	常陸太田・ ひたちなか			日		鹿行	取手•竜ケ崎	無十	つくば
些				茨城県									

				-
H26年度以降		/   	(終期未定)	1
H25年度				(復旧済み)
			ひこう!  ない   数	
H24年度			-	(復旧済み)
			— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
H23年度				
	(一部損壊の1病院)	復旧工事 (一部復旧)		0
施設の損壊により 入院受入制限また は不可の病院数 (10月末時点)	-			
震災直後に入 院に制限の あった病院	01			1
病院数	15			10
二次医療圏	送西· 下 表			古河・坂東 10
账				

※上記4県以外の調査対象の2県(青森県、千葉県)については、施設の損壊により入院受入制限または不可の病院はない。